

乗務員の熱中症による体調不良について申し入れ提出！

暑いときには脱ぎ寒いときは着ることを認めよ！

『J R 東海労ニュースNo. 2019』で明らかにしたとおり、東海道線で乗務員が相次いで熱中症とみられる体調不良になり、病院へ搬送されるという事態が発生しました。

これは社員の命に関わることであり重大な問題であるため、本部は会社に対して『申第23号 乗務員の熱中症による体調不良に関する申し入れ』を提出しました。熱中症対策については、これまでも協約・協定改訂交渉等において、上着、ネクタイの省略等を求めて会社と議論を行ってきましたが、会社がこれを頑なに認めず改善しようとしなかったことが、今回の熱中症とみられる体調不良を招いたといえるのではないのでしょうか。会社は今回の事象に鑑み、制服の着用については気温に合わせ弾力的に運用を行うなど再発防止対策を早急に構築しなければならないと考えます。

安全、健康、ゆとりを守るため、共に声をあげていきましょう！

主な申し入れ内容

- 今回の事象について事実経過、原因、再発防止対策について明らかにすること。
- 会社は27日以降、東海鉄事、静岡支社管内の職場で、夏服への移行時期を前倒しするとしたが、新幹線鉄事、関西支社管内の職場ではこのような対策は行われていない。今回の事象に鑑み、新幹線鉄事、関西支社管内の各職場においても夏服への移行時期を直ちに前倒しすること。
- 会社は上着やネクタイの省略を認めてこなかったが、こうした姿勢が今回の事態を招いたといえる。今後、同様の事態を発生させないため、制服の着用については気温に合わせ弾力性を持たせ、社員の判断により上着やネクタイの省略ができるようにすること。
- 夏季には、夏服を着用していても熱中症となることが想定される。熱中症防止のため、新幹線乗務員や在来線乗務員、および駅社員の夏服上着やネクタイの省略を認め、開襟シャツを貸与すること。
- 会社は乗務中の水分補給については、指令の了解を得てからとし、さらには乗務報告書に記載することを乗務員に義務づけているが、これによって乗務員は水分補給を躊躇することになる。このような取扱いは直ちにやめ、乗務中の水分補給は本人の判断で行えるようにすること。